

議案第 5 5 号

さいたま市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市建築審査会条例の一部を改正する条例

さいたま市建築審査会条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 6 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 8 3 条の規定に基づき、さいたま市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、 <u>委員の任期及び議事</u> その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 8 3 条の規定に基づき、さいたま市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。
<u>(委員の任期)</u> 第 3 条 <u>委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	
<u>2 委員は、再任されることができる。</u>	
<u>3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u>	
第 4 条 [略]	第 3 条 [略]
第 5 条 [略]	第 4 条 [略]
第 6 条 [略]	第 5 条 [略]
第 7 条 [略]	第 6 条 [略]

第8条 [略]

第7条 [略]

第9条 [略]

第8条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にさいたま市建築審査会委員である者の任期については、  
なお従前の例による。